



日本一般用医薬品連合会

知ってトクする

セルフメディケーション 税制

「セルフメディケーション税制」って何？

「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」は、きちんと健康診断などを受けている人が、特定成分を含む市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。国の財政を圧迫している高額な国民医療費を削減するためにも、軽度の症状は市販薬によって治療することを推し進めることにもつながります。



厚生労働省 特設ページ ◉

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

（所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

- （※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
- （※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

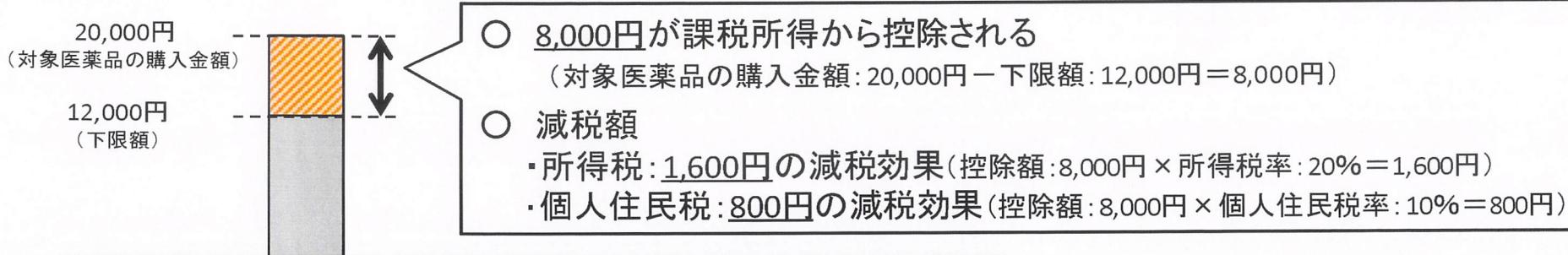
2. 制度の内容

■ 対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
 - 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - (注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
 - 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）





**セルフメディケーション税
制普及・啓発用ポスター**



**セルフメディケーション税
制普及・啓発用チラシ**

▶ 対象となるのは?

具体的には、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、以下の定期健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8000円）について所得控除を受けることができるとしています。

ただし、この制度は「医療費控除の特例」とあるとおり、医療費控除の一部であるため、**「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することができない」** 点に注意しましょう。従来どおり、1年間に自己負担した医療費で10万円を超えた部分の金額の控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で控除を受けるかは、対象者がご自身で選択するようになっています。

※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

▶ 対象となる人は?

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人（勤務先での定期健康診断なども含まれる）。

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断（事業主健診）
- ④ 健康診査

⑤ がん検診



▶ 対象となる医薬品は？

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品（8/17現在、1517品目）が対象となります。

なお、対象製品の多くに



のような識別マークが入ることになっています。

[セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧](#) 〔厚生労働省〕 ➡

どれだけおトク？

では、実際に申請すると、どのくらいおトクになるのでしょうか？

まず、所得控除額については、以下のとおりです。

2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、対象となる医薬品の購入費用として、年間1万2000円

を超えて支払った場合、その購入費用のうち1万2000円を超える額（上限金額：8万8000円）を所得控除できる。



[厚生労働省 制度概要ページ](#)

▶ 本特例を活用した減税額の一例

これをもとに、一例として減税額を算出してみましょう。

ここでは、課税所得額400万円の人が、対象医薬品を年間5万円購入した場合を考えてみます。なお、この購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」、つまり扶養している家族の分も含まれます。

② 課税所得額400万円の人の場合

● 控除額



50,000円（対象医薬品の購入金額） –
12,000円（下限額） = 38,000円（控除額）
→38,000円が課税所得額から控除される！

● 減税額

所得税：38,000円（控除額）×20%（所得税率）= 7,600円

→7,600円の減税効果！

個人住民税：38,000円（控除額）×10%（個人住民税率）= 3,800円

→3,800円の減税効果！

→あわせて、11,400円の減税効果！

❶ 実際に計算してみよう！

※実際の減税額は、その他の所得控除額によっても左右されますので、あくまでも目安としてお考えください。

課税所得額は？ → 選択してください ✓ 円

対象医薬品の年間購入額（A）は？ → [] 円

計算する ✓

- 所得税の減税額（控除額：A - 12,000円 × 所得税率：--%）

→ 000 円おトクに！

- 個人住民税の減税額（控除額：A - 12,000円 × 個人住民税率：10%）

→ 000 円おトクに！

(参考：課税される所得金額に対する所得税率)

課税される所得金額	所得税率
1,000円から 1,949,000円まで	5%
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%
40,000,000円以上	45%

(1,000円未満端数切捨て)

申告はどうするの？

このように、これまで1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費の合計が10万円を超えると、**※活用できなかった医療費控除ですが、この「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の施行により、対象となる市販薬を年間1万2000円を超えて購入した人は、確定申告することで所得控除が受けられる可能性があります。**忘れずに申告しましょう！

※ただし、年収200万円未満では所得の5%以上で控除。

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成センター」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

厚生労働省 特設ページ 

Copyright © 日本一般用医薬品連合会 All Rights Reserved.



セルフメディケーション税制対象医薬品 成分名ごと品目数

成分名	品目数
アシクロビル	5
アシタザノラスト	1
アゼラスチン	11
アモロルフィン	1
アルミノプロフェン	1
アンブロキソール、イブプロフェン	5
アンブロキソール、カルボシスチイン	2
イコサペント酸エチル	1
イソコナゾール	2
イブプロフェン	152
イブプロフェン、アンブロキソール	3
イブプロフェン、カルボシスチイン	2
イブプロフェン、ブチルスコポラミン	1
イブプロフェン、プロムヘキシン	35
イブプロフェン、プロムヘキシン、メキタジン	2
イブプロフェンピコノール	9
インドメタシン	210
ウフェナマート	24
エコナゾール	3
エバスチン	1
エピナスチン	10
オキシコナゾール	4
オキシメタゾリン	1
オキセサゼイン	3
カルボシスチイン	9
カルボシスチイン、プロムヘキシン	8
クロトリマゾール	1
クロモグリク酸	60
クロモグリク酸、プラノプロフェン	8
ケトチフェン	39
ケトプロフェン	1
ゲファルナート	2
シクロピロクスオラミン	2
ジクロフェナク	80
ジメモルファン、プロムヘキシン	1
セチリジン	2
セトラキサート	6
ソイステロール	13
ソファルコン	2
チキジウム	1
テブレノン	6

成分名	品目数
テルビナфин	78
トランニラスト	1
トリアムシノロンアセトニド	11
トリメブチン	3
トロキシピド	1
ニコチニン	11
ニザチジン	3
ピコスルファート	5
ビダラビン	2
ヒドロコルチゾン酪酸エステル	9
ビホナゾール	39
ピレンゼビン	7
ピロキシカム	2
ファモチジン	10
フェキソフェナジン	7
フェルビナク	157
ブチルスコポラミン	6
フッ化ナトリウム	1
ブテナфин	78
プラノプロフェン	3
フラボキサート	5
プレドニゾロン吉草酸エステル	192
プロムヘキシン	46
プロムヘキシン、メキタジン	2
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	7
ヘプロニカート	3
ヘプロニカート、メコバラミン	1
ペミロラストカリウム	2
ポリエチレンスルホン酸	1
ポリエンホスファチジルコリン	3
ミコナゾール	49
メキタジン	9
メキタジン、プロムヘキシン	2
メコバラミン	13
ユビデカレノン	4
ラノコナゾール	6
ロキサチジン酢酸エステル	1
ロキソプロフェン	20
ロペラミド	25
総合計	1555

健健発 1115 第 3 号
平成 28 年 11 月 3 日

(※事業者団体宛て) 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例
(セルフメディケーション税制)」の創設に伴う証明の発行について（協力依頼）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）による租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、同法第 41 条の 17 の 2 に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」が規定されました。この規定の創設に伴い、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）の平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間の購入費用について、（従来の医療費控除ではなく）新たな所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けることができることとなります（別添 1）。

この適用を受けるためには、個人が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組（以下「一定の取組」という。）を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。

一定の取組については、別添 2 のとおり、租税特別措置法施行令第 26 条の 27 の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成 28 年厚生労働省告示第 181 号。以下「告示」という。）で定められており、一定の取組を行ったことを明らかにする書類には、氏名、当該取組を行った年及び当該取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は当該取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名を記載することとされています。

そこで、事業者においては、所得控除を申請しようとする従業員から一定の取組を行ったことの証明の求めがあった場合、当該取組の実施の有無を確認し、その旨証明していただくこと、また、事業者が従業員から当該取組に係る照会を受けた場合、下記のとおり、1～5 の順に確認いただくことをお願いしたく、貴殿におかれでは、会員への周知をお願いいたします。

記

1. 告示第2号に規定するインフルエンザの予防接種についての確認

インフルエンザの予防接種を受けたかどうかを確認し、その予防接種にかかる領収書(原本)又は予防接種済証を有していれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。(この場合、2～5の対応は不要である。)

2. 告示第5号に規定する市町村のがん検診についての確認

市町村が実施するがん検診を受診したかどうかを確認し、そのがん検診にかかる領収書又は結果通知表を有していれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。(この場合、3～5の対応は不要である。)

領収書の場合は原本が必要となるが、結果通知表の場合は、検査結果が記載されていることを考慮し、写しによる提出も認められている。なお、結果通知表の写しを提出する際には、検査結果部分を黒塗りして差し支えないものとされている。(以下、3～5の結果通知表についても同様である。)

3. 告示第3号に規定する健康診断についての確認

勤務先(会社等)で実施される定期健康診断の結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)の名称」の記載があれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。(この場合、4～5の対応は不要である。)

4. 告示第4号に規定する特定健康診査についての確認

特定健康診査の領収書又は結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載があれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。(この場合、5の対応は不要である。)

5. 告示第1号に規定する健康診査についての確認

定期健康診断等の結果通知表に「保険者名」の記載があれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。(なお、上記のとおり、「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)」の名称がある場合には、告示第3号に基づくものと証明できる。)

一方で、定期健康診断の結果通知表に、「定期健康診断」、「保険者名」又は「勤務先(会社等)の名称」の記載がない場合は、結果通知表からのみでは告示第3号又は第5号に規定する取組を行ったことを証明することができないため、従業員から求めがあった場合、別添3の様式例を用いて告示第3号に規定する健康診断を受診した旨を証明すること。

○ その他

別添3の様式例を含め、本税制の概要、申請に必要な証明の手続きと内容等については、厚生労働省のホームページ等で広く周知を行っている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> (随時更新)

証明の手続きの際は、別添4のフロー図を参考にされたい。

セルフメディケーション税制に関する Q&A

(平成 28 年 12 月 7 日現在)
下線部は前回（11 月 2 日）から更新したもの

<一般の方向け>

【セルフメディケーション税制について】

- Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。
Q2 創設の目的はなんですか。
Q3 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

【申告方法について】

- Q4 確定申告はいつ行えばいいですか。
Q5 同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。

【対象の医薬品について】

- Q6 対象の医薬品はどんなものですか。

【健康診査等の証明について】

- Q7 「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。
Q8 一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。
Q9 「一定の取組」の証明方法に必要な証明書類はなんですか。
Q10 健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。
Q11 健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。

【その他】

- Q12 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成 29 年 1 月 1 日以降の場合、この制度の対象になりますか。
Q13 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。
Q14 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。
Q15 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。
Q16 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であってもこの制度の対象になりますか。

<製造販売業者の方向け>

- Q17 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。
- Q18 控除の申告は5年を越えて行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。
- Q19 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。
- Q20 セルフメディケーション税制対象品目リストは2か月に一度更新される
こととされていますが、届出から更新までの間も税制対象製品としてみなさ
まに周知したり、レシート等に印字してもよいですか。

<小売業者の方向け>

- Q21 レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。
- Q22 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。
- Q23 レシート又は領収書の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。
- Q24 商品名等が長くなってしまう場合、レシート等に省略して記載しても構いませんか。

【セルフメディケーション税制について】

Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

Q2 創設の目的はなんですか。

国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q3 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

【申告方法について】

Q4 確定申告はいつ行えばいいですか。

確定申告をする必要がある方は2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告を行う必要があります。（確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署や国税庁のホームページ等でご確認下さい。）

Q5 同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。

それぞれが所得控除を申告することができます。

【対象の医薬品について】

Q6 対象の医薬品はどんなものですか。

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（いわゆるスイッチ OTC 医薬品）です。

本税制の対象となる OTC 医薬品（約 1,500 品目）は厚生労働省の HP で掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

※ なお、薬局製造医薬品（薬局製剤）においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外となります。

【健康診査等の証明について】

Q7 「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。

申請者が申告対象の 1 年間（1～12 月）に、「租税特別措置法施行令第 26 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働省大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成 28 年厚生労働省告示第 181 号）」に規定する健診や予防接種等（※）を受けることです。

（※）具体的には、以下のものが該当します。

- ・ 保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）
- ・ 市町村が健康増進事業として行う健康診査（生活保護受給者等を対象とする健康診査）
- ・ 予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種）
- ・ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
- ・ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）又は特定保健指導
- ・ 市町村が実施するがん検診

※ 市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか 1 つを受けていればよいため、全てを受ける必要はございません。取組を実施したことの証明書類については、HP の「4 健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）の証明方法について」をご覧ください。

Q8 一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。

申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません。

Q9 「一定の取組」の証明方法に必要な証明書類はなんですか。

Q7 でお示しした「一定の取組」にあたる健診や予防接種等を受けた結果、発

行される「領収書」または「結果通知表」を御提出ください。

当該書類には、以下の記載が必要です。

①氏名、②一定の取組を行った年、③保険者、事業者若しくは市町村の名称
又は医療機関の名称若しくは医師の氏名。

なお、結果通知表は写しによる提出が可能であり、健診結果部分は不要であるため、可能な限り、黒塗りや該当箇所の切り取りを行ってください。健診等にかかった費用に係る領収書を用いる場合には原本提出が必要です。

また、以下の場合には、領収書や結果通知表のみでは、任意（全額自己負担）で受けたものとの区別ができず、「一定の取組」を行ったことを証明することができないため、事業者又は保険者に別途証明書の発行を依頼してください。

- ・ 勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）」の記載がない場合。
- ・ 特定健康診査等を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合。
- ・ 保険者が実施する健康診査を受診したが、結果通知表に、「保険者名」の記載がない場合。

※ 詳細は、HP の「4 健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）の証明方法について」に掲載のチャートをご覧ください。

Q10 健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。

健康診査等の結果により、要再検査や要精密検査等と判定されて受けた検査等は、対象になりません。

Q11 健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。

確定申告をされる方が「一定の取組」を実施していることが必要です。

【その他】

Q12 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成 29 年 1 月 1 日以降の場合、この制度の対象になりますか。

支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

Q13 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q14 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。

割引後の価格が控除額となります。

Q15 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q16 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になりますか。

対象となります。

<製造販売業者の方向け>

Q17 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。

毎回、全品目を記載する必要はありません。変更になった品目のみ、変更内容が分かるように記載してください。

Q18 控除の申告は5年を越って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。

削除した項目を対象品目リストと別の表で掲載しておりますので、5年後も確認は可能です。

Q19 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。

承継により新たな製造販売元となった製造販売業者は、当該品目を追加する旨を記した変更届を提出してください。また、承継により製造販売を中止する製造販売元は、削除の方法に従い、変更届を提出してください。

Q20 セルフメディケーション税制対象品目リストは2か月に一度更新されることとされていますが、届出から更新までの間も税制対象製品としてみなさまに周知したり、レシート等に印字してもよいですか。

この税制の該当成分を含有する要指導・一般用医薬品であれば、リスト掲載までの期間であってもこの制度の対象となります。

<小売り業者の方向け>

Q21 レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。

①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日の明記が必須となります。

Q22 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。

販売した業者が必要事項を記入して作成した書類であれば申告時に使用していただけます。

Q23 レシート又は領収書の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。

購入された店舗において、購入の事実を確認できる場合に、レシート又は領

収書を発行する等の対応をとっていただきますようお願いします。

Q24 商品名等が長くなってしまう場合、レシート等に省略して記載しても構いませんか。

商品名等が長く、分量の関係からレシートに印字できない等のやむを得ない場合には、事務連絡でお示ししている必要事項が記載されている限り、レシート等に商品名を省略をして記載することは問題ございません。

ただし、「胃薬」など完全に他の用語に変更することは認められません。

タケダ 健康サイト

[・症状別対策 BOOK](#)[・疲れの原因・解消法](#)[・ビタミン・ミネラル事典](#)[・タケダの生薬・漢方薬事典](#)[・身边な薬の活用ガイド](#)

セルフ メディケーション税制



従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに[セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)]が施行されます。

その制度の内容や対象製品など紹介します。

セルフメディケーション税制ってなに？

セルフメディケーション税制とは

従来の医療費控除制度の適用条件である年間の自己負担した医療費が10万円を超えてなくとも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超え、一定の取り組み(本特例の適用条件)を行った方が適用を受けられる可能性がある新しい制度です。

■ OTC医薬品の購入で税金が戻るかも！ (PDF:300KB)

■ 2017年1月からセルフメディケーション税制が始まります。 (PDF:400KB)

設立の目的

- ・セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため。

- ・適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品)の使用推進を図るため。
- ・健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするため。

申告対象となる人

申告対象となる人

以下の3つの事項の全てに該当する人です。

- ・所得税、住民税を納めている。
- ・1年間(1~12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている。(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診)
- ・1年間(1~12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している(扶養家族分を合算)。

※申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をレシート(領収書)で確認することになります。

OTC医薬品を購入した際のレシート(領収書)は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう!

所得控除金額について

対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えるとき、その超えた部分の金額(申告者の扶養家族分を含む、上限金額8万8,000円)が対象となります。

【注意事項】

- ・従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。

- 購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度について、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。



減税となる金額について(計算例)

例:一定の取組を行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合、

- 所得税(国税)分:
 $(5\text{万円} - 1\text{万2,000円}) \times 20\% = 7,600\text{円}$
- 翌年度の住民税(地方税)分:
 $(5\text{万円} - 1\text{万2,000円}) \times \text{個人住民税率}10\% = 3,800\text{円}$
- 減税額:所得税+住民税=11,400円
11,400円が減税(戻ってくる)金額になります。

注意:1万2,000円を超えた金額が減税額(戻ってくる金額)になるわけではありません。

確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などをを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

対象となる医薬品

医療用医薬品から転用された82成分を含むOTC医薬品

(要指導医薬品および一般用医薬品)です。

厚生労働省ホームページに対象となるOTC医薬品の品目名が掲載されています。

□「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について」

タケダの該当製品はこちら



▶ 対象のタケダ製品

対象のOTC医薬品の目印は?

2017年1月施行に伴い、多くの対象の製品の製品パッケージにセルフメディケーション税制の対象製品であることを示す識別マークが表示されるようになります。

※本マーク表示に法的義務ではなく、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。
(表示されていなくても、対象製品は本特例の対象となります。)



また、対象製品を購入した際にはレシートに対象製品であることが表記されます。

※①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日 の明記が必須。

ケース1:

購入品がまとめて印字される場合

- 商品名の前にマーク(例:★(マークは各社で自由に設定))を付すとともに、当該マークが付いている商品が、セルフメディケーション税制対象商品である旨(★印はセルフメディケーション税制対象商品)をレシートに記載。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

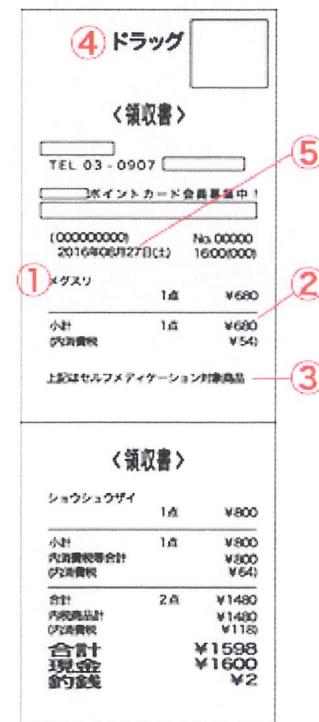


ケース2:

購入品が分けて印字される場合

- ・ 税制対象品目のみまとめて印字する。
- ・ 同じ欄内に、税制対象品目である旨を明示する。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日



ケース3:

明細出力されないレジでの出力の場合

- 税制対象品目は、その他の製品と分けて印刷。
- その後、手書きで右記の①、③等を記入する。

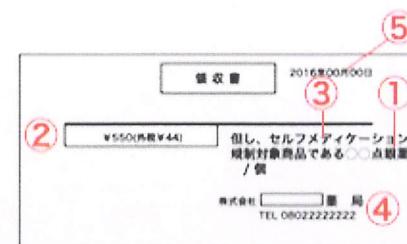
①商品名

②金額

③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

④販売店名

⑤購入日



ケース4:

手書きの領収書を発行する場合

- 右記の①～⑤を記入する。

①商品名

②金額

③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

④販売店名

⑤購入日



薬のやさしい基礎知識

武田薬品工業株式会社

© 2003 Takeda Pharmaceutical Company Limited.